

2020年1月21日

CVIT 会員 各位

ロータブレーター施設基準改定について（経過報告）

日本心血管インターベンション治療学会

理事長 伊苅裕二

副理事長 横井宏佳

保険委員会 委員長 阿古潤哉

謹啓

初春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より学会活動にご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ロータブレーター施設基準改定につきまして、CVIT 一丸となって厚労省に提案してまいりましたが、医療技術評価分科会の1次評価、2次評価の結果、以下の提案改定基準が採択される見込みであるという連絡を、2020年1月17日付で外保連より受けました。最終結論は、2月に開催される診療報酬調査専門組織・医療技術評価分科会の結果となるため、途中経過ではありますが、ここまでは、良い方向に進んでいることを報告させていただきます。寒さ厳しく、AMIの緊急が多い時節ですが、皆様のご健康とご活躍を祈念申し上げます。

謹白

現在の基準

1. 循環器科および心臓血管外科を標榜している病院であること
2. 開心術または冠動脈、大動脈バイパス移植術を年間30例以上実施しており、かつ、経皮的冠動脈形成術を年間200例以上実施していること
3. 5年以上の循環器科の経験を有する医師が1名以上配置されており、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること

CVITの提案している改正基準

1. (施設)日本心血管インターベンション学会(CVIT)研修施設または研修関連施設
2. (施行医)心血管カテーテル治療専門医または、名誉専門医と、その指導の下の認定医
3. (デバイストレーニング)新規に開始するときデバイストレーニングを受講する。2年間の症例数が10例未満に減少した場合、再度デバイストレーニングを受講する。

以上